

総合特区指定確定のプロセス(第四次指定)

	公募 ×切 4/30	専門家G+事務局による書面審査 (1次評価) 5月上旬～6月下旬	検討会による総合評価 (2次評価) 7月上旬～7月中旬	検討会によるヒアリング (3次評価) 8月7日・8日	推進本部 9月上旬
特区指定確定のプロセス	指 定 提 案	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ヒアリング対象とする候補 (従前の区分Ⅰ/Ⅱ ※ただしⅠとⅡを区別しない) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ヒアリングの対象とはなり得ない候補 (従前の区分Ⅲ) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事務局評価等により足切の対象となったもの (従前の区分Ⅳ) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ヒアリング対象</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ヒアリング対象外</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 指定推薦案 (a) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 指定推薦外 (b) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指定案(A)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">非指定・案</div>
審査内容		○ 専門家G及び事務局による書面審査 ⇒ 定量的評価の結果(点数)のみを用いて、上記の区分に分類	○ 検討会による総合評価 ⇒ 専門家Gにより示されたヒアリング対象候補について、対象とするか否かについて、個別に審議。ヒアリング対象外及び足切分類の結果についても確認。	○ 検討会によるヒアリング ⇒ 2次評価でヒアリング対象となった案件についてヒアリングを行い、検討会において指定対象として推薦すべきか否か等を評価。(指定推薦案(a)の決定)	○ 推進本部による意見の決定 ⇒ 推進本部は、3次評価の結果等を踏まえ、指定案(A)及び推進方針案に係る意見を決定
公表の有無・内容	公表	非公表	公表	非公表 (ヒアリングは公開)	公表
	提案書類全てをHPで公表		① ヒアリング対象 ② 1次評価の評価結果 ※ ヒアリング対象外及び足切分類については、分野別の件数のみ公表し、個別名は公表しない。 ③ 1次評価でヒアリング対象候補とされたものがヒアリング対象外に変更された案件については、その変更理由を整理		① 本部意見 ・ 指定案(A)(留保条件がある場合、これを含む。) ・ 上記に係る推進方針案(区域ごと) ・ 指定案(A)とした理由(個別) ② 検討会の3次評価の結果 ③ 「①の指定案(A)」と「指定推薦案(a)」とで異なる場合の理由